

第1編 総 則

1. 1 適用範囲

本要領は、山梨県県土整備部が所管する道路橋の橋梁計画、設計、施工に適用する。
この要領に示されていない事項については、日本道路協会「道路橋示方書・同解説」（平成29年11月）、「指針」および「便覧」などによるものとする。

解

道路橋示方書を適用して設計を行うが、設計の細部にわたって明確に規定されていない事項もあり、設計者の判断にまかされることも多い。このため、設計者の考え方の相違が現れ、県内の橋梁構造物が同一条件にある場合でも、設計内容に差異が生ずる場合がある。そこで、今までの設計例および施工実績をもとに、示方書の範囲内において、基本的な仕様を定めるとともに、県の考え方を統一したものがこの要領である。

1. 2 字句の意味

規定の末尾に用いられる字句の意味は表-1.1.1 に示すとおりとする。

表-1.1.1 末尾に置く字句の意味

末尾に置く字句	意味の区別
<p>……する。 ……とする。 ……による。 ……とおりにする。 ……しなければならない。</p>	<p>理論上または実際上の明確な根拠に基づく規定、または規格や取扱いを統一する必要から設けた規定。 したがって、よほどはっきりした理由がない限り当該規定に従わなければならない。</p>
<p>……原則として……する。 ……を標準とする。</p>	<p>周囲の状況などによって一律に規制することはできないが、実用上、規格や取扱いを統一する必要性から設けた規定。したがって、規定の趣旨を逸脱しない範囲であれば、必ずしも当該規定に従う必要はない。</p>
<p>……するのがよい。 ……することが望ましい。</p>	<p>理論上または実際上は規定どおり実施してほしいが、構造により、または簡易を旨とする橋などで、そこまで厳重に規制する必要はないと思われる規定。 したがって、とくに大きな支障がない限り規定に従わなければならない。</p>
<p>……してもよい。 ……することができる。</p>	<p>(1) 本来、厳密な検討を行ったうえで設計するのがよいものの、設計を簡単にすることを旨とするときの便宜上、簡便法を与えた規定。したがって、厳密な検討を行う場合には、それが当該規定に優先する。 (2) 規定がすべて安全側になるようにつくられているため、それをそのまま適用すると厳しすぎる場合、緩和するための規定。したがって、原則や標準とする規定が安全側にすぎることが明らかな場合には、必ずしも当該規定に従う必要はない。</p>

この条は本要領に用いる末尾に置く語句の意味を明らかにして適用上の疑義を防ぐために設けた。